

政府職員失業者退職手当の追加給付について

【令和5年2月28日時点】島根労働局

毎月勤労統計調査をはじめとする厚生労働省が所管する統計で、長年にわたり、不適切な取り扱いをしていたことにより、国民の皆様にご迷惑をおかけしますことを、心よりお詫び申し上げます。

毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを、一部抽出調査で行っていたことによる政府職員失業者退職手当（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）に基づく失業者の退職手当。以下「失業者の退職手当」という。）の追加のお支払いを、順次開始します。

1 追加給付の対象者

平成16年8月1日以降、平成31年3月17日までに失業者の退職手当を受給した方

※受給時期や受給額によっては、追加給付が発生しない場合があります。

2 追加給付の進め方

- i 失業者の退職手当を支給したハローワークで保存している書類により追加のお支払いの対象となることが確認できた方に対し、順次「お知らせ」等を送付します。
- ii お手数ですが、同封の「返答書」に口座情報など必要事項をご記入の上、失業者の退職手当の支給を受けたハローワークあてにご返送ください。
- iii 失業者の退職手当を支給したハローワークにて「返答書」を受け取り、ご返答の確認ができた方から順次、追加のお支払いを実施します。
 - ・上記1「追加給付の対象者」に該当している方については、まずは「お知らせ」の送付をお待ちください。
 - ・ご自身が対象となるか不明な場合は、失業者の退職手当の支給を受けていたハローワークへお問い合わせください

<ご注意下さい！>

- 上記「お知らせ」は、失業者の退職手当の支給を受けたハローワークから郵便物により送付します。
- それまでの間、これらの「お知らせ」をかたる郵便物にご注意ください（発送の進捗状況については、随時このページでご案内

してまいります)。

- 本件に関して、都道府県労働局、失業者の退職手当の支給を受けたハローワーク以外から、直接お電話や訪問をすることはあり
ませんので、これらをかたる電話・訪問があった場合は、ご注意ください。
- 国の機関と誤認させるような名称の団体等にもご注意ください。
- 不審な電話等がありましたら、失業者の退職手当の支給を受けていたハローワーク又は当該ハローワークを管轄する都道府県労働局にご確認ください。

3 追加給付の進捗状況

- ・ 確認された失業者の退職手当の追加給付対象者数： 58 名
- ・ 追加給付のお支払いを完了した人数： 45 名

令和元年 12 月 3 日から、追加給付の対象となる方への案内を開始しました。

お問い合わせ先

・厚生労働省 URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00083.html

・島根労働局職業安定部職業安定課 電話：0852-20-7019

・島根労働局管内ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワーク (公共職業安定所)	所在地（郵便番号）	電話番号 FAX番号	管轄区域
松江	〒690-0841 松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 2 階	電 話 0852-22-8609	松江市
(隠岐の島)	〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町 55	電 話 08512-2-0161	隠岐郡（隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村）
(安来)	〒692-0011 安来市安来町 903-1	電 話 0854-22-2545	安来市
浜田	〒697-0027 浜田市殿町 21-6	電 話 0855-22-8609	浜田市、江津市（桜江町を除く）
(川本)	〒696-0001 邑智郡川本町川本 301-2	電 話 0855-72-0385	邑智郡（川本町、美郷町、邑南町）、江津市（桜江町）
出雲	〒693-0023 出雲市塩冶有原町 1-59	電 話 0853-21-8609	出雲市
益田	〒698-0027 益田市あけぼの東町 4-6	電 話 0856-22-8609	益田市、鹿足郡（津和野町、吉賀町）
雲南	〒699-1311 雲南市木次町里方 514-2	電 話 0854-42-0751	雲南市、仁多郡（奥出雲町）、飯石郡（飯南町）
石見大田	〒694-0064 大田市大田町大田口 1182-1	電 話 0854-82-8609	大田市